

麻薬取扱者免許番号を確認してください

麻薬処方箋の記載不備（記載漏れ・有効期間の終了した免許番号の記載等）、麻薬免許のない医師による麻薬処方せん発行などの麻薬及び向精神薬取締法違反事例が発生しています。

来年（2026年）は、24・25・26 から始まる免許番号が有効です。

※免許番号の最初の2桁は、有効期間の始期（西暦）
下2桁と同一です。

麻薬免許番号は、麻薬処方箋の記載事項です。
古い免許番号を使用し続けないうご注意ください。

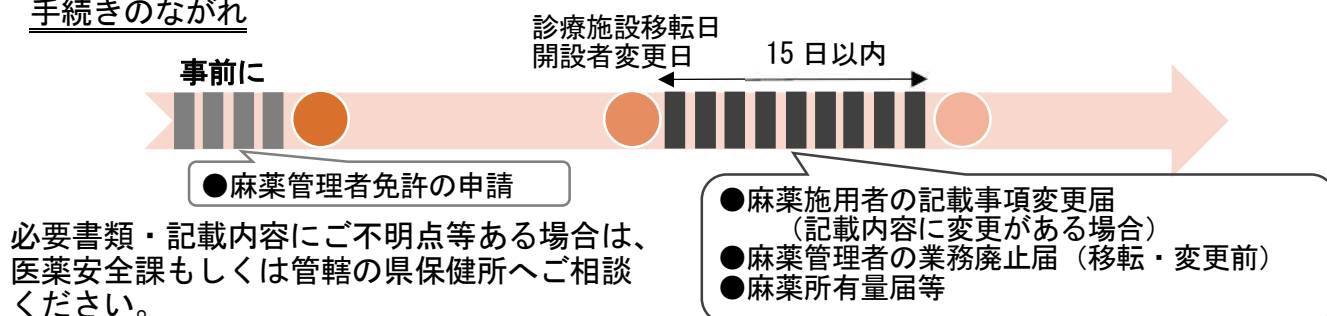
▲▲第●●○□□□号

麻薬○○者免許証

診療施設の移転・開設者の変更の際は、手続きが必要です

※移転前・開設者変更前の診療施設と移転後・開設者変更後の診療施設は、別の施設となります。
麻薬管理者免許申請を失念し、新しい施設で麻薬管理者が不在となる事例が発生しています。

手続きのながれ



<よくあるご質問>

- ◆期限切れの麻薬を廃棄したいです。
→期限切れの麻薬を廃棄する際は、予め麻薬廃棄届を提出し、県職員立会のもと廃棄してください。
- ◆患者家族から不要な麻薬が返却されたので廃棄したいです。
→診療施設では麻薬管理者等が他の職員の立会の下で回収困難な方法で廃棄し、30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。※帳簿の記載忘れがないようご注意ください。
- ◆患者に施用する前に注射剤を誤調製したことに気づきました。
→調剤済麻薬廃棄届ではなく、麻薬廃棄届による廃棄手続きを行ってください。
- ◆麻薬処方箋とは異なる注射剤の投与をしたことに気づきました。
→投与した分は麻薬事故届、回収した分は麻薬廃棄届による手続きを行ってください。
- ◆麻薬処方箋の交付のみを行っている麻薬診療施設で麻薬施用者が1人から2人になります。
麻薬管理者を置く必要がありますか。
→麻薬処方箋の交付のみを行っている麻薬診療施設においても、麻薬施用者が2人以上になる場合は予め麻薬管理者を置く必要があります。麻薬管理者免許の申請をしてください。

○麻薬関係事務手続き

		病院・診療所・動物病院等麻薬業務所			麻薬小売業者 開設者
		開設者	麻薬管理者	麻薬施用者	
麻薬業務所の移転 (県内に限る)		所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	免許申請+ 業務廃止届、 所有量届等
麻薬業務所の 開設者変更	名称変更有	所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	
	名称変更無			届出等不要	
麻薬業務所の名称変更		届出等不要	変更届	変更届	変更届
麻薬管理者・施用者の 氏名・住所変更			変更届	変更届	

※所有量、変更及び廃止届は事由発生後 15 日以内に提出してください。

※廃止に伴い、他の麻薬取扱者に麻薬を譲渡した場合は、麻薬譲渡届を提出してください。

○麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記入例

品名 MSコンチン錠 10mg

年月日	受入		払出	残高	備考	
	卸売	患者				
R7.10.1				10	前帳簿から繰越し	日付は譲渡証の日付 備考に実際の到着日
R7.10.1	100			110	〇〇会社から購入 製品番号 12346 納入日：R7.10.2	
R7.10.2			18	92	〇山△夫（カルテ No.123）	調剤済麻薬を患者や その遺族から譲渡さ れた時、廃棄する場 合は残高に加えず（） で記載
R7.10.3		(15)		92	〇山△夫（カルテ No.123）より返納 R7.10.3 15 錠全て廃棄 立会者署名 R7.10.23 調剤済麻薬廃棄届出	
R7.10.31			10	82	陳旧のため廃棄 R7.10.23 麻薬廃棄届提出 立会〇〇保健所 △山◇男 印	期限切れ麻薬など は、あらかじめ届出 て廃棄
R8.11.1			1	81	1 錠所在不明 R7.11.2 事故届提出	所在不明等の事故 は、速やかに届出

※帳簿の訂正は、管理者が二本線で抹消して訂正印を押印し、その脇に正しい文字等を記載すること。

※大量バイアルを分割して施用する場合には、別口座を設けて、バイアル（V）での管理からmLでの数量管理を行い、患者ごとに麻薬帳簿に記載すること（品名、剤型、濃度別に分ける）。

※液剤の秤量誤差や自然減量により帳簿を訂正する場合は、管理者とその他の者の2名立会で記名押印すること。

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の管理は、手引きを参考にしてください。
「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引き」

愛知県 麻薬 手引き

検索

